

## 特定生産緑地（羽村市）の解除

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように公示する。

羽村市長 橋本弘山

地区番号	位 置	特 定 生 産 緑 地 の 面 積	公 示 日
8	小作台三丁目地内	約 120.00 m <sup>2</sup>	令和5年9月5日

「区域は解除図表示のとおり」